

平成20年4月1日

産業廃棄物処理業者 各位

盛岡市長 谷 藤 裕 明

産業廃棄物処理業等の許可証の送付について

陽春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、盛岡市は、平成20年4月1日をもって中核市に移行しました。中核市への移行に伴い、盛岡市内における産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業（以下「産業廃棄物処理業等」という。）の許可業務が、同日をもって盛岡市の事務となり、盛岡市内において産業廃棄物処理業等を営む者は、盛岡市長の許可が必要となります。

ただし、現行の産業廃棄物処理業等の許可は、岩手県からのお知らせ（平成20年1月24日付け資循第1220号）の2の「現行許可の取扱いについて」のとおり、平成20年4月1日時点で岩手県知事の許可を受けている事業者は、同日から許可の有効期限までの間は、盛岡市長の許可を受けているものとみなされます（以下「みなし許可」という。）。

これにより、みなし許可の対象となる事業者は、新たに盛岡市長の許可を受けることなく、岩手県知事の許可の有効期限まで、盛岡市内において産業廃棄物処理業等を行うことができます。

つきましては、みなし許可に係る許可証（以下「みなし許可証」という。）を発行することとしましたので、別添のとおり送付します。

なお、みなし許可証の記載事項等については、次のとおりとなりますので御留意願います。

記

1 みなし許可証の記載事項について

(1) 共通事項

ア 許可者名	盛岡市長 谷 藤 裕 明
イ 許可の年月日	平成20年4月1日（みなし許可の効力発生年月日）
ウ 許可の有効年月日	岩手県知事の許可の有効期限の年月日
エ 許可の更新又は 変更の状況	当初許可年月日及び直近の更新許可年月日（その後に事業範囲の変 更許可等がある場合は、その年月日も記載）

(2) 個別事項

ア 産業廃棄物収集運搬業者（特別管理産業廃棄物収集運搬業者を含む。）

① 積替え・保管施設

盛岡市内にある施設が、みなし許可の対象となり、1. 事業の範囲の(2)積替え・保管を含むものに「有」と記載しています。したがって、盛岡市外にある施設は除外しています。

イ 産業廃棄物処分業者（特別管理産業廃棄物処分業者を含む。）

① 固定式廃棄物処理施設（最終処分場を含む。）

盛岡市内にある施設が、みなし許可の対象となりその内容について記載しています。したがって、盛岡市外にある施設は除外しています。

② 移動式廃棄物処理施設

盛岡市内に駐機場のある施設のほか、盛岡市を除く岩手県内に駐機場のある施設もみなし許可の対象となります。

2 みなし許可の効力終了後について

岩手県知事の有効期限後も引き続き盛岡市内及び盛岡市を除く岩手県内で産業廃棄物処理業等を行う場合は、岩手県知事及び盛岡市長それぞれの許可が必要となります。

なお、岩手県知事の有効期限後も引き続き盛岡市内でのみ産業廃棄物処理業等を行う場合は、盛岡市長の許可が必要となります。

3 その他の取扱いについて

みなし許可期間中に事業内容に変更があった場合等その他の取扱いについては、「岩手県からのお知らせ」のとおりとなります。

担当：盛岡市環境部産業廃棄物対策室

梅原，太田

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号

TEL 019-651-4111（内線8429）

FAX 019-626-4153